

指定管理者の評価結果について（令和2年度）

1 指定概要

(1) 施設概要

施設名：永楽集会所

所在地：津島市永楽町3丁目22番地2

設置年：昭和51年4月

設置目的：地域住民の生涯学習及び交流の場として設置する。

施設内容：構造：鉄骨造り 地上2階建

敷地面積：330.00 m<sup>2</sup>

延床面積：187.92 m<sup>2</sup>

主な施設：1階 管理事務室、相談室、集会室、便所

2階 実習室、物置、便所

(2) 指定管理者の概要

指定管理者名：永楽町3丁目町内会

所在地：津島市永楽町3丁目1番地1

指定管理者概要：地域に密着した団体であり、また、長年にわたり当該施設の管理委託を受託している。

(3) 指定管理業務の範囲

永楽集会所の管理及び運営に関する業務

(4) 指定期間

平成30年4月1日～令和3年3月31日

## 2 評価結果

### (1) 評価基準

評価項目
I 適正な管理の確保に関する取り組み
(1) 管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none"><li>施設の維持管理が適切に行われているか。</li></ul>
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み
(1) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"><li>利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。</li></ul>
III 管理経費の安定や低減に関する取り組み
(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） <ul style="list-style-type: none"><li>協定で定めた費用で施設の管理が効率的になされたか。</li></ul>
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成状況 <ul style="list-style-type: none"><li>施設の設置目的に沿った活用がなされているか。</li></ul>

(2) 評価結果

評価項目	令和2年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に関する取組み (1) 管理の実施状況	清掃が行き届き、利用者の安全確保のため施設の巡回点検を実施した。	2点／3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取組み (1) 市民の平等利用	利用者の平等利用に心掛け向上に努めた。苦情に対し、迅速な対応ができた。	2点／3点
III 管理経費の安定や低減に関する取組み (1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト）	電気代の管理経費の削減に努めるなどコストの見直しを図り、費用削減に努めた。	2点／3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取組み (1) 施設の設置目的の達成状況	地域の生涯学習の場として、また交流の場として利用された。	2点／3点
合計		8点／12点
総合評価		A

[評価の理由]

I 適正な管理の確保に対する取り組み  
誰もが気軽に、気持ちよく利用できるよう、清潔かつ快適な施設の環境を維持している。

II 市民の平等利用、サービスの向上、利用促進等に関する取り組み  
設備の補修により利用者が安心して安全に利用できるよう努力している。

III 管理経費の安定や低減に対する取り組み  
費用の削減に努め、指定管理料内で施設の管理運営するよう努力している。

IV 施設の設置目的の達成に関する取り組み  
利用に関する苦情もなく、地域住民の交流や憩いの場として利用されている。

## 【評 点】

- 3点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの
- 2点：計画された業務水準を概ね達成したもの
- 1点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの
- 0点：計画された業務水準を達成できなかったもの

## 【総合評価】

- S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。  
(「1点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の85%以上)
- A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。  
(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の60%以上85%未満)
- B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。  
(「0点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の30%以上60%未満)
- C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。  
(「0点」が1項目以上ある、または、合計得点が全体の30%未満)